

輸入者の方のための 関税評価セミナー

～ 無償（値引き）提供される物品等の費用や
一括加算の取扱いについて ～



平成 24 年 1 月 17 日

東京税関 業務部

首席関税評価官部門

目 次

関税評価制度の概要	
1 関税評価とは	1
2 評価申告とは	1
3 課税価格の決定方法	1
原則的な課税価格の決定方法	
1 輸入貨物の課税価格	4
現実支払価格	
1 現実支払価格とは	6
2 仕入書価格の取扱い	7
3 現実支払価格に含まれる費用等	8
4 現実支払価格に含まれない費用等	11
5 値引き	12
加算要素	
1 輸入港までの運賃	13
2 輸入貨物の輸入取引に関し、買手により負担された手数料又は容器等の費用	13
3 輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して買手により無償又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務に要する費用	15
4 特許権等の使用に伴う対価(ロイヤルティ又はライセンス料)	17
5 売手帰属収益	19
6 一括加算の取扱い	20
評価申告の手続き	
1 評価申告書の提出を必要とする場合	22
2 評価申告書の様式と使用区分	22
3 評価申告書の提出を必要としない場合	22
4 評価申告書の添付書類について	24
5 包括申告について	24
6 評価申告書の提出時期、提出先等について	24

関税評価制度の概要

1 関税評価とは

輸入貨物には関税が課されますが、この関税は輸入貨物の課税標準（課税価格又は課税数量）にその貨物に適用される関税率を乗じて算出されます。この場合の課税価格を法律の規定に従って決定することを関税評価といいます。

我が国の関税評価制度については、関税定率法（以下「定率法」という。）第4条から第4条の8までに規定されており、1981年（昭和56年）1月1日から実施されています。

なお、我が国の関税評価制度は、国際的な関税評価の方法である「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定」（関税評価協定）に従っています。当該協定は1995年1月1日に発足したWTO（世界貿易機関）の設立協定（マラケシュ協定）において、付属書1A「物品の貿易に関する多角的協定」の一つに組み込まれています。

2 評価申告とは

評価申告とは、関税の納税申告の一環として行う、輸入貨物の課税価格の計算に関係のある事項についての申告をいいます。[関税法施行令第4条第1項、同施行令第4条の2第1項]

3 課税価格の決定方法

輸入貨物の課税価格の計算方法には、次の方法があります。

- (1) 原則的な課税価格の決定方法（評価申告書 使用）
輸入貨物の取引価格による方法 [定率法第4条第1項]

輸入貨物の課税標準となる価格（**課税価格**）は、
輸入貨物に係る輸入取引がされた時に、
買手により売手に対し又は売手のために当該輸入貨物について現実に支払われた又は支払われるべき価格（**現実支払価格**）に、
その含まれていない限度において当該輸入貨物の輸入港までの運賃等の額（**加算要素**）を加えた価格（**取引価格**）とします。

$$\boxed{\text{課税価格}} = \boxed{\text{取引価格}} = \boxed{\text{現実支払価格}} + \boxed{\text{加算要素}}$$

(2) 原則的な課税価格の決定方法によることができない貨物（評価申告書 使用）

原則的な方法によることができない貨物としては、次のようなものがあります。

輸入取引によらない輸入貨物（無償貨物、委託販売貨物、賃貸借貨物（買取権付きを含む）、本支店間取引等）

特別な事情がある場合（処分又は使用の制限、課税価格の決定を困難とする条件、売手に帰属する収益がありその額が明らかでない場合）

課税価格への疑義が解明されない貨物

売手と買手とが特殊関係（例えば、一方が他方に出資している等の関係）にあり、当該特殊関係が取引価格に影響を与えている場合

このような貨物については、次の方法により課税価格を決定します。

なお、原則として下記 から の順に適用されることとなりますが、輸入者が希望する場合は、と の順序を入れ替えることもできます。

輸入貨物と同種又は類似の貨物の取引価格による方法 [定率法第4条の2]

輸入貨物（又は加工後の貨物）又は輸入貨物と同種若しくは類似の貨物の国内販売価格から逆算する方法 [定率法第4条の3第1項]

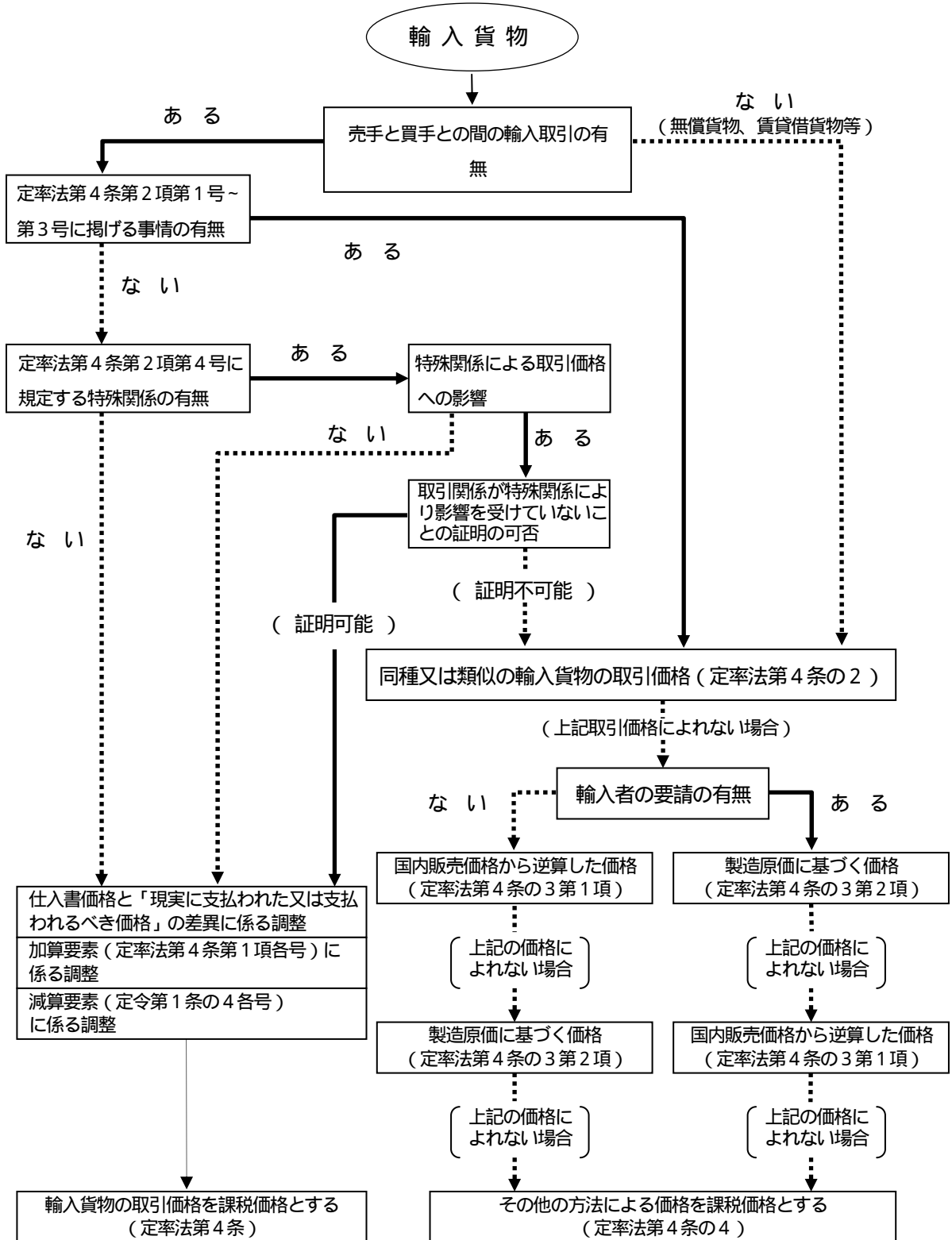
輸入貨物の製造原価に基づき積算する方法 [定率法第4条の3第2項]

原則的な方法による課税価格又は上記口による課税価格に品質、性能等の差異による価格差を調整した価格によるほか、税関長が定める方法により計算される価格による方法

[定率法第4条の4]

課税価格の決定方法

課税価格の決定方法を分かり易く図示すると、次のとおりです。



(注) 変質又は損傷に係る輸入貨物、航空運送等に係る特例が適用される輸入貨物については、定率法第4条の5又は第4条の6の規定により特別な方法で評価します。

原則的な課税価格の決定方法 [定率法第 4 条第 1 項]

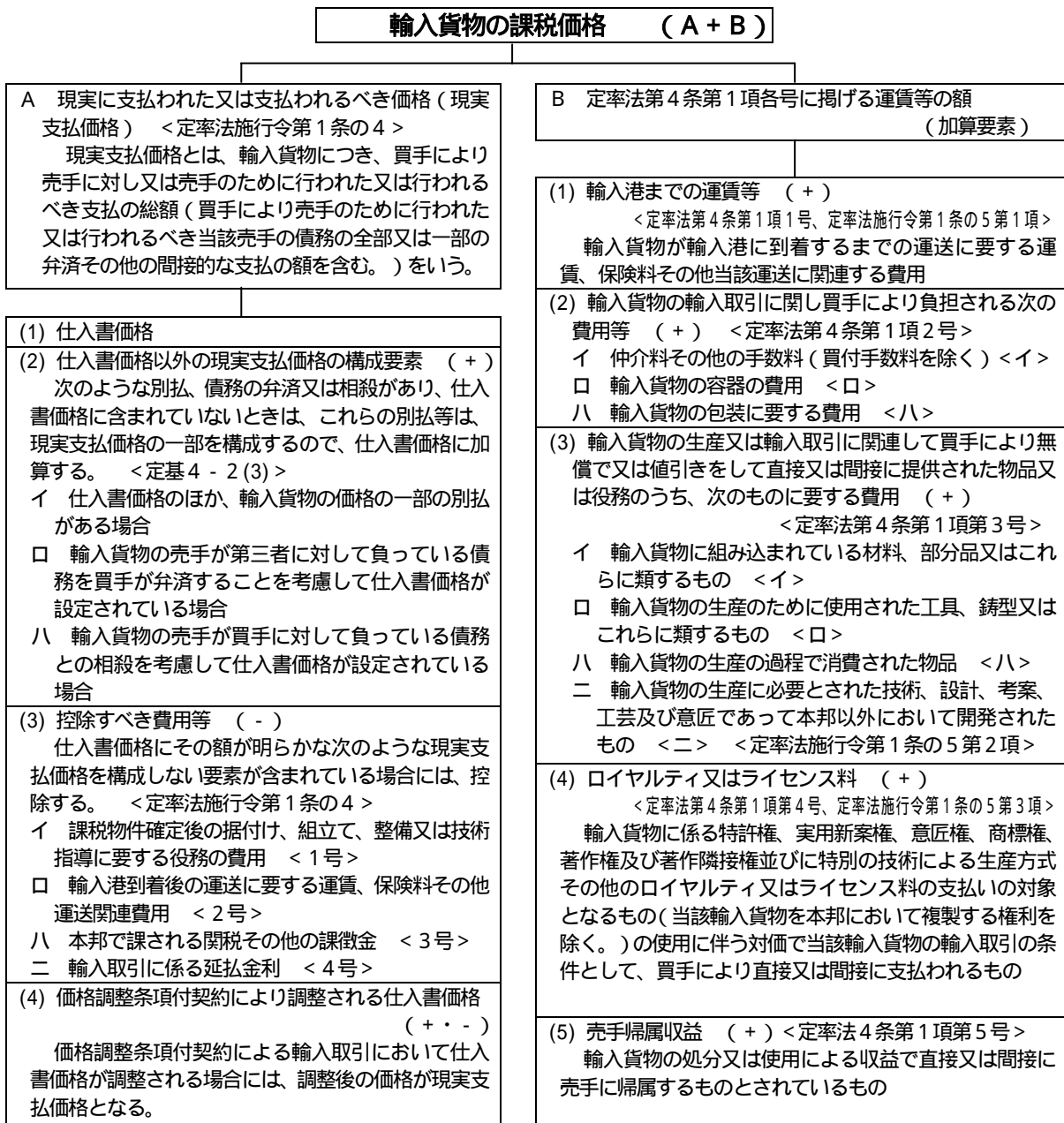
1 輸入貨物の課税価格

定率法第 4 条は、その第 1 項において原則的な課税価格の決定方法を規定しています。

この原則的な課税価格の決定方法は、輸入貨物に係る輸入取引がされた時に買手により売手に対し又は売手のために、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格（以下「現実支払価格」という。）に、その含まれていない限度において運賃等（以下「加算要素」という。）の額を加えた価格（以下「取引価格」という。）を課税価格とするものです。

課税価格 = 取引価格 = 現実支払価格 + 加算要素（現実支払価格に含まれていない限度）

下図は、原則的な課税価格の決定方法をまとめたものです。



(1) **輸入取引** [定率法基本通達(以下「定基」という。)4-1]

「輸入取引」とは、現実に貨物が輸入されることとなった取引であって、当該貨物を外国から本邦に引き取ることを目的として行われた売買をいいます。

したがって、現実に貨物が輸入されることとなった取引が当該貨物を外国から本邦へ引き取ることを目的として行われた売買以外のものである場合には、当該貨物は輸入取引によらない輸入貨物に該当し、定率法第4条の2以下の規定により課税価格を計算することとなります。

なお、本邦の保税地域内において外国貨物が転売されて輸入される場合には、当該転売は輸入取引に該当せず、現実に当該貨物を本邦へ到着させた売買が輸入取引となります。

(2) **売手と買手** [定基4-2]

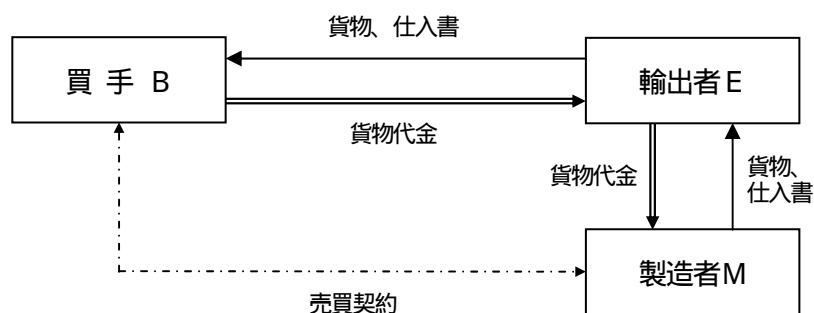
輸入取引における「売手と買手」とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入取引をする者をいいます。

具体的には、売手と買手は自ら輸入取引における輸入貨物の品質、数量、価格等を取り決め、瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担します。

一般的には、輸出者及び輸入者が「売手」及び「買手」となりますが、輸出者又は輸入者が輸入貨物の荷送人又は荷受人であり、当該貨物を実際に販売し又は購入する者が別途いるときは、当該販売し又は購入する者がそれぞれ「売手」又は「買手」に該当します。例えば、次のような場合がこれに該当します。

輸出代行者が輸出する場合

<取引形態図>



<取引の概要>

買手Bは、輸出者Eから工作機械を輸入しています。

この貨物を輸入するにあたり、買手Bと製造者Mとの間で売買契約を結び、価格、数量等すべての契約条件を取り決め、輸出者Eに輸出業務を委託しています。

<売手及び買手の認定>

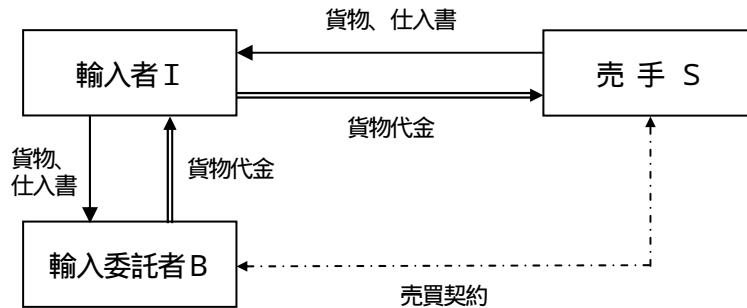
この場合、本邦へ輸入するための売買は、製造者Mが自己の計算の下に買手Bと結んだ契約によるものです。そして、輸出者Eは、製造者Mから輸出業務を委託された立場にあり、売買に係る瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担しないものとなります。

したがって、製造者Mを「売手」と認定します。

(当該輸入貨物の課税価格は、買手Bが製造者Mから購入する価格に基づき、定率法第4条第1項により決定します。)

輸入代行者が輸入する場合

<取引形態図>



<取引の概要>

輸入者Iは、売手Sから測定機器を輸入しています。

この貨物を輸入するにあたり、本邦の輸入委託者Bと売手Sとの間で売買契約が結ばれ、価格、数量、規格、引渡条件等のすべての契約条件が取り決められ、輸入者Iは、輸入委託者Bから輸入業務を委託されています。

<売手及び買手の認定>

この場合、本邦へ輸入するための売買は、輸入委託者Bが自己の計算の下に売手Sと結んだ契約によるものです。そして、輸入者Iは輸入委託者Bから輸入業務を委託されているにすぎず、売買に係る瑕疵、事故等の危険を負担しないものとなります。

したがって、輸入委託者Bを輸入取引上の「買手」と認定します。

(当該輸入貨物の課税価格は、輸入委託者Bが売手Sから購入する価格に基づき、定率法第4条第1項により決定します。)

このように、輸入取引における「売手」及び「買手」の認定は、個々の取引の実態に照らして判断する必要があります。

現実支払価格

1 現実支払価格とは [定率法施行令(以下「定令」という。)第1条の4、定基4-2他]

現実支払価格とは、輸入貨物の価格、すなわち、「買手が売手に対して又は買手が売手の負っている債務を弁済するために第三者に対して、輸入取引の条件として現実に支払った又は支払うべき総額をいい、当該支払は必ずしも金銭の移転によるものであることを要しない」をいい、定令第1条の4各号(現実支払価格に含まれない費用等)に掲げるその額が明らかである費用等を含みません。

2 仕入書価格の取扱い [定基4-2(3)]

現実支払価格は、輸入貨物の輸入取引に係る仕入書又はこれに代わる書類（以下「仕入書」という。）であって、当該取引の価格その他の条件を正当に表示するものがある場合には、当該仕入書に表示された金額（以下「仕入書価格」という。）に基づき認定します。

$$\boxed{\text{現実支払価格}} = \boxed{\text{仕入書価格}} + \boxed{\text{間接支払}} - \boxed{\text{控除費用等}} \quad (\pm \text{価格調整額})$$

しかしながら、例えば、次のような場合には、現実支払価格と仕入書価格とが一致しないこととなるので留意する必要があります。

- (1) 仕入書価格の支払に加えて輸入貨物の輸入取引の条件として割増金、契約料等が支払われる場合（別払い）

$$\text{現実支払価格} = \text{仕入書価格} + \boxed{\text{割増金、契約料等}}$$

- (2) 売手の債務を買手に弁済させることとし、輸入貨物の価格からその金額分を差し引いた残額を仕入書価格としている場合

$$\text{現実支払価格} = \text{仕入書価格} + \boxed{\text{弁済される額}}$$

- (3) 売手が買手に対し債務があり、輸入貨物の価格の全部又は一部とその金額分を相殺した残額を仕入書価格としている場合

$$\text{現実支払価格} = \text{仕入書価格} + \boxed{\text{相殺される額}}$$

- (4) 輸入取引に価格調整条項が付されており、仕入書価格が調整される場合

$$\text{現実支払価格} = \text{仕入書価格} \pm \text{価格調整条項}$$

（ただし、価格調整条項がある場合には、定率法第4条第2項の「特別の事情」に該当すると認められるときは、定率法第4条の2以下で評価することになります。）

- (5) その額が明らかな現実支払価格から控除される費用等が含まれている場合

$$\text{現実支払価格} = \text{仕入書価格} - \text{当該費用等}$$

3 現実支払価格に含まれる費用等

現実支払価格に含まれるものとしては、

- | | | |
|-----------------|-------|---------------------|
| (1) 別払い | } | 定基4-2(3) |
| (2) 弁済 | | 現実支払価格と仕入書価格とが一致しない |
| (3) 相殺 | | 場合として例示されているもの |
| (4) 価格調整条項付輸入取引 | | |
| (5) 一時保管費用 | ————— | 同4-2(5) |
| (6) 検査費用 | ————— | 同4-2の3 |
| (7) 保証費用 | ————— | 同4-2の4 |

などが挙げられます。

(1) 別払い [定基4-2(3)イ]

輸入貨物の輸入取引の条件として割増金、契約料等が支払われている場合

割増金

契約料

その他別払金

輸入貨物に係る仕入書価格の支払に加えて、当該輸入貨物に輸入取引の条件として買手により売手に対し又は売手のために行われる何らかの支払(別払金)がある場合の現実支払価格は、当該仕入書価格に別払金を加えた価格です。[定基4-2の2(1)]

(2) 弁済 [定基4-2(3)ロ]

売手が買手以外の第三者に対して負っている何らかの債務を、買手に弁済させる場合

弁済とは、例えば輸入貨物の売手が買手以外の第三者からある貨物を購入し、又はサービスの提供を受けたことにより、その代金を支払う債務を負っている場合に、これらの債務を買手に弁済させることを条件に、輸入貨物の代金から弁済額相当を控除する取扱いをいいます。

(3) 相殺 [定基4-2(3)ハ]

売手が買手に対し何らかの債務を負っており、貨物代金の一部又は全部と相殺する場合

融資金

立替金

過去の輸入取引に係る価格調整金、違約金、損害賠償金

(4) **価格調整条項付輸入取引** [定基4-2(3)二]

輸入貨物の分析結果、市場販売価格等に基づいて最終的に売買価格を決定するような価格調整条項が付されている契約の場合

例えば、石炭、鉄鉱石の取引の場合、熱量、鉄分等の分析結果により価格が決定する場合（いわゆる揚地ファイナル）、その他、水産物の取引等。

買手による輸入貨物に係る仕入書価格の支払後に、当該輸入貨物の輸入取引に付されている価格調整条項の適用等により当該輸入貨物に係る価格について調整が行われ、別払金の支払又は当該支払額の一部返金が行われた場合の現実支払価格は、当該仕入書価格に当該別払金を加え又は返戻金を控除した価格です。当該輸入貨物に係る納税申告が行われた後に当該調整が行われ、別払金の支払い又は返戻金の受領が行われた時も同様です。[定基4-2の2(2)、(3)]

(注)・委託販売と価格調整条項付輸入取引は類似しているので注意する必要があります。

・通関手続き上、B Pで処理される場合が多いが、プロビジョナルインボイスで通関し、ファイナルインボイスで決済される場合には修正申告等が必要となります。

(5) **一時保管費用** [定基4-2(5)]

輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件に従って売手から買手に引渡されるまでの間に輸出国（積替え国を含む）で生じる保管料で、**買手が負担する**ものは、現実支払価格に含まれます。

輸入貨物が、その輸入取引に係る取引条件に従って売手から買手に引き渡された後に、本邦への輸出に先立ち、買手が自己のために当該輸入貨物を輸出国において保管する場合、買手が負担する当該保管に要する費用は現実支払価格に含まれません。

(注) 加算要素となる場合もあります。 運送関連費用となる場合[定基4-8(5)イ]

(例) 船積み予定船の到着遅延のため、本船の到着までの間輸出港での一時保管費用を買手が負担する場合

(6) **検査費用** [定基4-2の3]

「検査」とは、輸入貨物が売買契約に定める品質、規格、純度、数量等に合致しているか否かを確認するための検査又は分析をいいます。

算入	売手（売手の依頼を受けた検査機関等の第三者を含む。）が売手自身のために行った検査費用で買手が負担する場合は、現実支払価格に含まれる。
不算入	買手（買手の依頼を受けた検査機関等の第三者を含む。）が買手のために行った検査費用で買手負担のものは、現実支払価格に含まれない。売手と買手の合意に基づき検査機関等の第三者が行った検査に要した費用の全部又は一部を買手が負担する場合の買手負担の検査費用も同様に含まれない。

製造過程において買手が検査を行う場合

当該検査に要する費用は現実支払価格に含まれません。ただし、検査と合わせて「製造作業」に従事している場合は、「当該業務を行う者に係る費用」は売手のために行われた間接支払に該当するので、現実支払価格に含まれることとなります。

- イ 「製造作業」とは、
 - 加工又は生産のための作業
 - 加工又は生産のための運搬等
- ロ 「当該業務を行う者に係る費用」とは、
 - 渡航費（支度金を含む。）
 - 滞在費
 - 賃金等（直接労務費に相当する費用）

(7) 保証費用 [定基4-2の4]

「保証」とは、当事者間で合意された所定の条件を満たす場合に行われる対象貨物に係る瑕疵の是正（修繕、取替え又はそれらに要した費用の補填）をいい、いわゆるワランティ（warranty）又はギャランティ（guarantee）と称されるものがこれに該当します。

なお、輸入貨物が輸入された後、当該輸入貨物に係る保証の履行として当該輸入貨物の買手に対して交換部品等が海外から無償で提供される場合

当該部品等の輸入は輸入取引に該当せず 定率法第4条の2以下で計算

輸入貨物の輸入取引に係る契約において、売手が買手に対して輸入貨物の保証を履行することとなっている場合で

- イ 売手が負担する保証費用を考慮して輸入貨物の価格が設定されているとき
保証費用は現実支払価格に含む（その額が明らかにすることができる場合でも控除しない）
- ロ 仕入書価格とは別に売手が保証費用を買手に請求したとき
買手が保証費用を支払えば、現実支払価格に含む（仕入書価格に加算）
- ハ 売手が第三者との間に締結した保証契約により当該保証履行義務を第三者に移転し、
買手が売手からの指示により保証費用を当該第三者に支払うとき
保証費用は現実支払価格に含む（売手に対する間接支払に該当）

売手と買手との間で輸入取引に係る契約とは別に売手が買手に対して当該輸入貨物に係る保証を履行する契約を締結し、買手が売手に対して貨物代金と保証費用を支払う場合
売手が買手に対して輸入取引の条件として当該保証契約の締結を義務付けているとき
保証費用は現実支払価格に含む

買手が自己のために輸入貨物に係る保証の取決めを行い、当該保証費用を負担するとき
保証費用は現実支払価格に含まない（加算要素にも該当しない）

4 現実支払価格に含まれない費用等

(1) 間接支払に該当しないもの [定基4-2(4)]

買手が自己のために行う活動で加算要素の対象とならないもの

例えば、買手のための広告宣伝、販売促進、アフターサービス等に係る支払は、売手の利益になると認められる活動に係るものであっても、売手に対する間接的な支払には該当しないものとしています。

買手による売手への配当金の移転その他の支払であって輸入貨物と関係のないもの

例えば、売手から受けた融資に対する金利の支払等

(2) 控除費用等 [定令第1条の4各号、定基4-2(2)]

次に掲げる費用等の額で、その額を明らかにすることができるものは現実支払価格に含めません。(額を明らかにできないときは、その額を含んだものとします。)

課税物件確定後の据付け、組立て、整備又は技術指導に要する役務の費用

工業用プラント、機械又は設備等の輸入貨物の輸入の後に行われる建設、組立て、整備又は技術指導に係る費用

「据付け」に要する役務の費用は、輸入貨物の据付作業の一環として当該輸入貨物の輸入前に本邦において行われる役務(例えば、据付用土台の設置作業)の費用を含みます。

「整備」は、輸入貨物の機能を維持するために恒常的に行われる予防的措置をいい、当該輸入貨物の瑕疵を是正するために行われる保証の履行(修繕、取替え)は含みません。

輸入港到着後の運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用

「輸入港」とは、本邦において外国貨物船又は外国貿易機から輸入貨物の船卸し又は取卸しがされた港をいいます[定基4-8(1)]。また、「輸入港到着」の時点は、貨物の船卸し等ができる状態になることとしています[定基4-8(2)]。

本邦において輸入貨物に課される関税その他の課徴金等

イ. 本邦において輸入貨物に課される関税その他の課徴金は、その性質上その額を明らかにすることができることから、現実支払価格に含まれません。[定基4-2(2)ハ]

ロ. 輸出国において輸出の際に軽減又は払戻しを受けるべき関税その他の課徴金は現実支払価格に含めません。[定率法第4条第1項]

輸入取引が延払条件付取引である場合における延払金利[定基4-4(3)]

なお、「延払金利の額が明らか」とは、次のすべての要件を充足する場合をいいます。

イ 延払金利の額が現実支払価格と区分されていること

ロ 延払金利に関する取決めが書面で行われていること

ハ 税関が要請する場合、買手は次の事項を挙証する資料等を提示することができること

a 現実支払価格(延払金利の額を含まない。)として申告した価格で、貨物が現実に販売されていること

b 当該取引に係る延払金利の利率が、金融を与えられた国及び時点における一般的な水準を超えていないこと

5 値引き

輸入(納税)申告の際に確定している通常の値引き(数量値引き、現金値引き、前払い値引き等)は、値引き後の価格が現実支払価格となります。

ただし、定率法第4条第2項に該当するような特別な事情による値引きを除きます。

(1) 数量値引き[定基4-3]

輸入貨物の売手が数量値引き(貨物の取引数量に応じた当該貨物の価格の値引き)を行うこととしている場合で、当該輸入貨物に係る納税申告の際に当該値引きが行われることが確定しており、かつ、当該値引き後の価格が買手により現実に支払われるときは、当該値引き後の価格が現実支払価格となります。

(2) 現金値引き[定基4-4(2)]

輸入取引における実際の決済条件に対応する価格が現実支払価格です。したがって、現金決済をすることを条件に売手により値引きが与えられる場合は、当該値引き後の価格が現実支払価格となります。

(3) その他の値引き

その他、在庫整理のための値引き(旧モデルの値引き)、友好値引き、季節値引き等も、原則として、値引き後の価格が現実支払価格となりますが、値引きが容認されるかどうかは、その値引きの表現にこだわることなく、契約、実態等を把握して、判断することになります。

加算要素

加算要素とは、定率法第4条第1項第1号～第5号に限定列挙した運賃等の額をいいます。

これらの要素は、現実支払価格に含まれていない限度において、その額を加算することとなっています。この加算は、客観的な、かつ、数値化された資料に基づいてのみ行われます。

したがって、このような資料がない場合には、定率法第4条第1項の規定により課税価格を決定することはできませんので、定率法第4条の2以下の規定により課税価格を決定することとなります。

なお、加算の具体的な方法としては、それぞれの輸入貨物に関連する額をあん分して加算することが原則です。

1 輸入港までの運賃等 [定率法第4条第1項第1号、定令第1条の5第1項、定基4-8]

「輸入港に到着するまでの運賃等」とは、輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用をいいます。

この場合において、「輸入港に到着」とは、船舶が単に輸入港の港域に到着することを意味するのではなく、輸入貨物の船卸し等ができる状態になることをいうものとし、「運送に関連する費用」とは、輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連して発生する次のような費用をいいます。

- (1) 輸出国における船積み前の一時的保管に要した費用
- (2) 輸出の際の税関手続等に要した費用
- (3) 輸出国において要したコンテナ・サービス・チャージ
- (4) 輸出国におけるコンテナ積替費用
- (5) 輸出港における船積費用
- (6) 輸送中における積替費用

2 輸入貨物の輸入取引に関し、買手により負担された手数料又は容器等の費用

[定率法第4条第1項第2号]

- (1) 仲介料その他の手数料(買付手数料を除く)[定率法第4条第1項第2号イ、定基4-9]

仲介料とは、輸入取引に際し、売手及び買手のために、輸入取引の成立のための仲介業務を行う者(仲介者)に対して報酬(通常、輸入貨物代金に対する百分率で約定された額)として支払う手数料をいいます。

いわゆる仲介者は、当該輸入取引に際し自己の勘定によらないで行動し、売手と買手の間に立って、通常、売手及び買手の双方をそれぞれ他方に媒介させる役割を持っています。

また、その他の手数料には、売手の代理人に支払われる販売手数料等があります。

なお、当該手数料が仲介料その他の手数料に該当するか否かの判断は、コンサルタント・フィ、情報提供手数料等の名称のみによるのではなく、当該手数料を受領している者が輸入取引において果たしている役割及び提供している役務の性質を考慮して行うこととされています。

(2) 買付手数料 [定基4-9(3)]

買付手数料とは、輸入貨物の購入に関し、外国において専ら買手に代わり（買手の名において）業務を行う者（買付代理人）に対し、その報酬（通常、輸入貨物代金に対する百分率で約定された額）として、買手が通常貨物代金とは別に支払う手数料をいいます。買付手数料は、買手のための活動についての費用であるため、輸入貨物の課税価格に含めないこととされています。

そして、買付手数料には、次の要件を満たす場合の手数料が該当します。

「手数料を受領する者が買付代理人であること」及び「手数料を受領する者が買手に代わり業務を行っていること」が、買付委託契約書等の文書により明らかにされ、当該文書や記録その他の資料により買手に代わって業務を実際に行っていることが確認できること

税関の要請がある場合に、売手と買手との間の売買契約書、売手が買手にあてて作成した仕入書等を提示することが可能であること

したがって、買付業務委託契約書等の文書により買手に代わり業務を行う者であることを明らかにしておく必要があります。

なお、手数料を受領する者が、売手又は売手と特殊関係にある者と特殊関係にある場合は、売手の計算と危険負担の下で活動している可能性が高く、また、買手に代わり行う業務に加えてその他の役務を提供している場合は、買付手数料として認められません。

(3) 輸入貨物の容器の費用 [定率法第4条第1項第2号口及び同項第3号、定基4-10]

輸入貨物の容器（当該貨物に含まれるものとされるケースその他これに類する容器及び包装容器（例えば、貨物の発送・運搬において使用されるカートンボックスや木箱等）のうち、関税が軽減され又は免税されるものを除く。）の費用は、当該費用が輸入取引に関し買手により負担される場合には定率法第4条第1項第2号口に規定する「課税価格に含まれる容器の費用」として現実支払価格に加算されます。

容器のうち、貨物を運搬するために必要な梱包において使用される包装容器（カートンボックス等）などが、買手により無償で又は値引きをして提供される場合、当該包装容器は、定率法第4条第1項第2号口に掲げる輸入貨物の容器に該当することとなります。

なお、容器のうち、輸入貨物の一部を構成する容器（例えば、小売用容器）の費用が、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務に係るものである場合には、定率法第4条第1項第3号イに規定する費用に該当することとなります。

(4) 輸入貨物の包装に要する費用

[定率法第4条第1項第2号八及び同項第3号、定基4-11]

輸入貨物の包装（当該貨物に含まれるものとされる包装材料（例えばダンボール紙、緩衝材、包装紙、プラスチック製袋（包装容器に該当するものを除く。）保冷材等）のうち、関税が軽減され又は免税されるものを除く。）に要する費用は、当該費用が輸入取引に関し買手により負担される場合には定率法第4条第1項第2号八に規定する「課税価格に含まれる包装に要する費用」として現実支払価格に加算されます。また、包装に要する費用には、材料

費のほか、人件費その他の費用を含みます。

包装のうち、買手により無償で又は値引きをして提供された包装材料が輸入貨物に組み込まれていると認められないもの（例えば、貨物の運搬用のカートンボックス内に当該貨物と同梱される緩衝材、乾燥材や保冷剤）である場合、当該包装材料は、定率法第4条第1項第2号八に掲げる包装に該当することとなります。

なお、包装のうち、買手により無償で又は値引きをして提供され、輸入貨物に組み込まれているもの（例えば、売手と買手との売買の対象とされている貨物の一部を構成するもの）である場合には、当該包装材料は定率法第4条第1項第3号イに掲げる物品に該当することとなります。

3 輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して買手により無償又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務に要する費用 [定率法第4条第1項第3号、定基4-12]

輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務のうち次に掲げるものに要する費用は課税価格に加算されます。

- (1) 輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの
- (2) 輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの
- (3) 輸入貨物の生産の過程で消費された物品
- (4) 輸入貨物の生産に関する役務（本邦以外において開発されたもの）

(1) 輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの [定基4-12(1)]

「材料、部分品又はこれらに類するもの」には「商標ラベル、商品ラベル等」も含まれます。ただし、食品衛生法に基づく品名、原産国、原材料等の表示ラベル、家庭用品品質表示法に基づく繊維製品の品質・洗濯ラベル等、我が国の法律等に基づき表示することが義務づけられている事項のみが表示されているラベルについては、除外する取扱いとなっています。

また、買手が提供した物品に生産ロス等を見込んだスペア部品等が含まれている場合には、当該スペア部品等の費用も加算の対象となります。

なお、当該物品等の生産のために必要な物品や役務の費用を買手が負担している場合には、開発された場所のいかんにかかわらず課税価格に含まれます。

(2) 輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの [定基4-12(2)]

「工具、鋳型又はこれらに類するもの」には、（規模の大小にかかわらず、）機械、設備、金型、ダイス等が含まれます。

なお、当該工具等の生産のために必要な物品や役務の費用を買手が負担している場合には、開発された場所のいかんにかかわらず課税価格に含まれます。

按分の方法[定基4-12(5)イ(ロ)]

イ 生産された物品のうち、一部を買手が輸入し、残余を生産国で販売し又は第三国へ輸出しているときは、工具等の総額を本邦輸入分と生産国での販売分等にあん分して加算します。

口 一括加算については後記6「一括加算の取扱い」を参照。

(3) **輸入貨物の生産の過程で消費された物品** [定基4-12(3)]

「当該消費された物品」には、燃料、触媒等を含みます。

(4) **技術、設計その他当該輸入貨物の生産に関する役務**

[定令第1条の5第2項、定基4-12(4)]

輸入貨物の生産のために必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって、本邦以外において開発されたもの

「本邦以外において開発された」とは、実際の作成が本邦以外の場所で行われたことをいい、当該技術等に係る契約が締結された場所、作成者の国籍は問いません。

次のような場合が加算の対象となります。

買手が外国において開発された製法に係る技術（ノウハウを含む。）を有償で取得し、当該技術が無償で海外の生産者に提供し、これに基づき輸入貨物を生産させた場合
買手が外国において作成された意匠を購入し、当該意匠が無償で海外の生産者に提供し、これに基づき輸入貨物を生産させた場合

(5) **費用等の額の加算方法** [定基4-12(5)]

以上に述べた費用等の額を輸入貨物の取引価格に加算する場合の具体的な取扱いについては、次のとおりとなります。

定率法第4条第1項第3号イ～ハに掲げる物品

- a 買手が当該物品を自己と特殊関係にない者から取得した場合 買手による取得価格
- b 買手が当該物品を自己と特殊関係にある生産者から取得し又は買手が自らこれを生産した場合 当該物品の生産費

定率法第4条第1項第3号ニに掲げる技術等

- a 買手が当該技術等を自己と特殊関係にない者から購入し又は賃借した場合 当該技術等の購入費又は賃借料の額
- b 買手が当該技術等を自己と特殊関係にある開発者から購入し若しくは賃借し又は買手が自らこれを開発した場合 当該技術等の開発費

なお、上記、においてその物品等を取得、購入、賃借、入手のために要した費用は取得価格等を含め、また、その物品等を提供するための運送費用、保険料等を買手が負担した場合には、当該負担した費用等の額は、それぞれの物品等の提供費用の額に含めることとなります。

また、買手が携帯して輸出した場合等で当該負担した費用等の額が明確でない場合は、通常必要とされる費用等の額により算出することになります。

(参考) 定率法第4条第1項第4号との関係

本規定に該当しない支払であっても、後記4「特許権等の使用に伴う対価（定率法第4条第1項第4号）」に該当する場合がありますので留意してください。

4 特許権等の使用に伴う対価（ロイヤルティ又はライセンス料）

[定率法第4条第1項第4号、定令1条の5第3項、定基4-13]

「特許権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び著作隣接権並びに特別の技術による生産方式その他のロイヤルティ又はライセンス料の支払の対象となるものをいい、当該ロイヤルティ又はライセンス料の支払が「輸入貨物に係る」ものであり、かつ「輸入取引の条件として、買手により直接又は間接に支払われるもの」である場合は、当該輸入貨物の課税価格に算入することになります。

ただし、本邦において複製する権利の対価は除外されます（後記（3）を参照）。

(1) 輸入貨物に関連のある特許権等の使用の対価

「輸入貨物に係る」ものとは、輸入貨物に関連のある特許権等の使用の対価をいい、例えば次のような場合における対価が該当します。

特許権、実用新案権

- a 輸入貨物が特許発明（実用新案）の物品である場合
- b 特許発明（実用新案）である物品の生産に専ら使用される物品、材料である場合
- c 特許（実用新案）製法による生産物である場合
- d 方法特許（実用新案）を実施するための物品である場合

意匠権

輸入貨物が意匠（模様・形状等）を有している場合

商標権

- a 輸入貨物が商標を付したものである場合
- b 加工後に商標が付されるものである場合

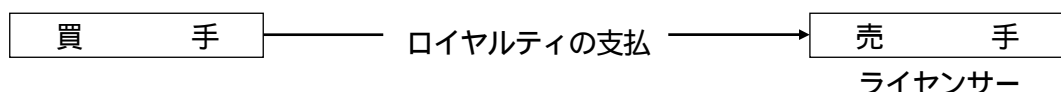
著作権、著作隣接権

輸入貨物が著作（著作隣接）権の対象を含んでいるものである場合（例えば、録音したテープに著作権の具体的内容である歌詞、旋律等が記録されている場合）

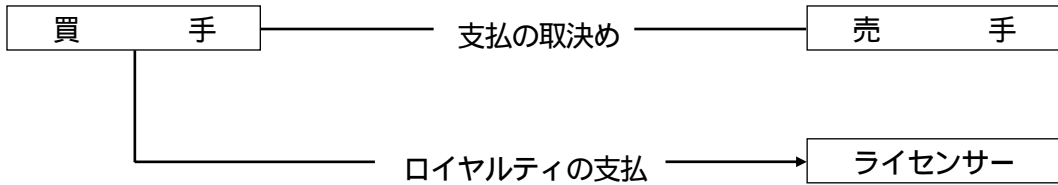
(2) 輸入取引の条件

「輸入貨物の輸入取引の条件として、買手により支払われるもの」とは、買手が当該輸入貨物を売手から購入（輸入取引）するために支払うことを要する対価をいい、例えば、次のような対価がこれに該当します。

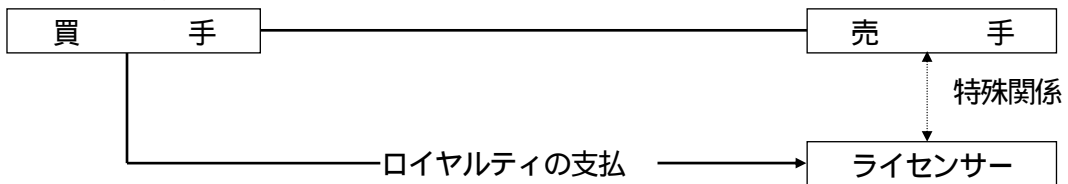
輸入貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者及び著作隣接権者並びに特別の技術による生産方式その他のロイヤルティ又はライセンス料の支払の対象となるものを有する者をいう。以下同じ。）が当該輸入貨物の売手である場合において、買手が当該売手に対して支払うもの



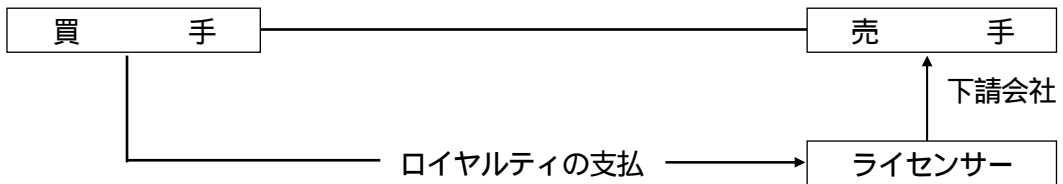
輸入貨物に係る特許権者が売手及び買手以外の第三者である場合において、当該売手と当該買手との取決めにより当該買手が当該特許権者等に対して支払うもの



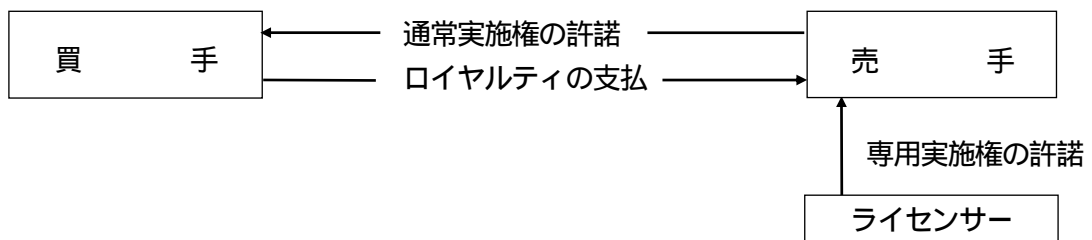
輸入貨物に係る特許権者が売手と特殊関係にある場合において、買手が当該特許権者等に対して支払うもの



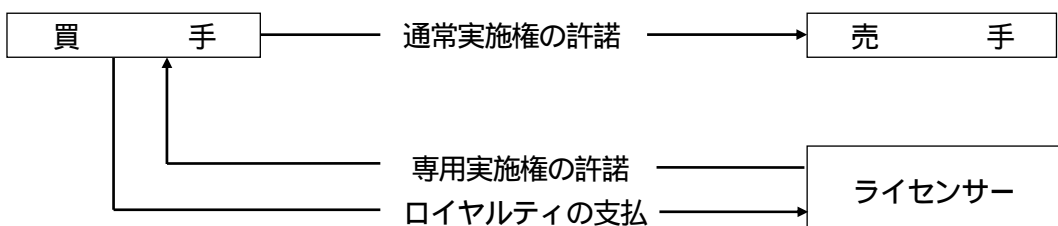
売手が輸入貨物に係る特許権者等の下請会社である場合において、買手が当該特許権者等に対して支払うもの



売手が輸入貨物に係る特許権者からその特許権についての専用実施権の許諾を受けている場合において、当該売手が買手に対して当該特許権についての通常実施権を許諾したときに、当該買手が当該売手に対して支払うもの



買手が輸入貨物に係る特許権者からその特許権についての専用実施権の許諾を受けている場合において、当該買手が売手に対して当該特許権についての通常実施権を許諾したときに、当該買手が当該特許権者に対して支払うもの



(3) 本邦において複製する権利の対価

ロイヤルティ又はライセンス料のうち、輸入貨物を本邦において物理的に複製する権利その他の輸入貨物に化体され又は表現されている考案、創作等を本邦において複製する権利に対して支払われるものをいい、例えば、次表のようなものは加算要素となりません。なお、この取扱いに際しては、次の点に留意ください。

- 複製することが複製する権利の対象であること
- 複製する権利が売買契約その他契約で買手に付与されていること
- 複製する権利を有する者が複製する権利の対価の支払を要求していること

輸入されたもの	本邦において複製する行為
特許発明が実施されている機械	同じものを製造
特許発明が実施されている遺伝子操作により生み出された昆虫種	昆虫種を繁殖
特許発明が実施されている細菌株であってワクチン製造に使用するもの	細菌株を純粋培養
意匠が実施されているおもちゃの原型	原型を使用して、同じものを製造
著作権の対象である写真	写真を使用した写真集を作成するため、写真を印刷
著作権の対象である音楽が編集された録音テープ	録音テープをダビング
回路基盤を効率的に利用するため開発された回路配置利用権の対象である回路図	回路図を利用して、回路基盤を作成
意匠が実施されている新型自動車の縮小モデル	縮小モデルを使用して、自動車を製造
意匠が実施されている彫像の原型	原型を使用して、小売販売用の彫像ミニチュアを製造
意匠（意匠デザイン）が実施されている型紙又はトワル	型紙又はトワルを使用して、衣類を製造
著作権の対象である漫画キャラクターが描かれたセル画	セル画を使用して、漫画キャラクターをポストカードに付す
著作権の対象である小説の原稿	原稿を使用して、小説を書籍化
著作権の対象である映画が収録されたフィルム	フィルムを使用して、映画を上映

5 売手帰属収益 [定率法第4条第1項第5号、定基4-14]

買手による輸入貨物の再販売その他の処分又は使用により得られる売上代金、賃貸料、加工賃

等の収益が売手に帰属する場合、当該売手に帰属する収益の額は輸入貨物の課税価格に算入され
ます。

例えば、輸入貨物の利潤分配取引に基づき買手が売手に分配する利潤はこれに該当しますが、
配当金の移転その他の支払いであって輸入貨物と関係のないものは該当しません。

6 一括加算の取扱い [定基4-7(3)]

複数の輸入貨物に係る加算要素としての無償提供費用等が一括して支払われる場合には、原則
として、個々の輸入貨物に関連する額をあん分して当該輸入貨物の課税価格に算入することとな
りますが、次に掲げる費用等の額の加算については、輸入者から要請があり、かつ課税上その他
特に支障がないと認められるときは、便宜特定の輸入貨物の課税価格に一括して算入すること
ができます。

(1) 定率法第4条第1項第3号に掲げる費用

(2) 定率法第4条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる費用等であって、個々
の輸入貨物へのあん分が困難と認められるもの

なお、本規定は、別払金がある場合において現実支払価格を算出するとき及び定率法第4条第
1項の規定により課税価格を決定する方法以外の方法によって課税価格を決定する場合につい
ても準用されます。

また、一括加算は複数件の輸入申告に係るものであることから、包括評価申告を行うこととな
ります。

< 定基4 - 7(3)の要旨 >

費用等の種類(定率法)		一括加算が認められるための要件	
第4条第1項本文	現実支払価格	輸入者から要請があること 課税上その他特に支障がないこと 個々の輸入貨物へのあん分が困難であること	
第1号	運送関連費用		
第2号イ	手数料		
ロ	容器費用		
	ハ	包装費用	
第4条第1項第3号イ	材料等の費用	輸入者から要請があること 課税上その他特に支障がないこと	
ロ	工具等の費用		
ハ	消費材の費用		
ニ	技術・設計等の費用		
第4条第1項第4号	ロイヤルティ・ライセンス料	輸入者から要請があること 課税上その他特に支障がないこと 個々の輸入貨物へのあん分が困難であること	
第5号	売手帰属収益		
第4条の2	同種・類似貨物の取引価格による方式		
第4条の3第1項	国内販売価格に基づく方式		
第2項	製造原価方式に基づく方式		
第4条の4	その他の方式		

*注：なお、「個々の輸入貨物へのあん分が困難であること」とは、当初申告の時点において加算額等が
不確定であることや加算額等と対応関係がある輸入貨物が不確定であることをいいます。

したがって、上記表において「個々の輸入貨物へのあん分が困難」との要件が付されている費用等
(の要件が入っているもの)については、これらの事由が認められない限り、一括加算の規定は適
用できないこととなります。

また、「課税上その他の支障」とは、

イ 関税額や内国消費税額の計算並びに延滞税や加算税の賦課に著しい影響を及ぼすこと

ロ 当初申告と修正申告の提出先が異なること
ハ 簡易申告に係る指定貨物の取消しに支障を及ぼすこと
等をいい、例えば次のような場合が該当します。

- a 関税率が異なる複数の品目に係るものである場合
- b 同一品目であるが適用税率が変わりうる貨物である場合
 - ・ 差額関税等対象貨物
 - ・ 季節関税対象貨物（ただし、同一適用期間内のものを一括加算する場合は除く）
 - ・ 選択税等適用貨物
 - ・ 関税割当対象貨物
 - ・ 特別緊急関税対象貨物
 - ・ 特惠税率適用貨物（ただし、エスケープ・クローズ方式適用品目は除く）など
- c 減免税、戻し税、軽減税率対象貨物である場合
（ただし、暫八適用貨物のうち、減税対象外の原材料等を一括加算する場合は除く）
- d 輸入割当（IQ）対象貨物である場合
（ただし、輸入の割当が貨物の数量で行われているものは除く） 等

評価申告の手続き [関税法施行令第 4 条、同施行令第 4 条の 2]

1 評価申告書の提出を必要とする場合

次の場合、原則として、評価申告書を提出することになります。

- イ 輸入取引に係る仕入書価格と現実支払価格とが一致しない輸入貨物
- ロ 輸入取引に関連して加算要素（輸入申告の際、税関に提出する運賃明細書又は保険料明細書からその額が明らかなものを除く。）がある輸入貨物
- ハ 特殊関係にある売手と買手との間の輸入取引に係る輸入貨物
- ニ 輸入取引に関して定率法第 4 条第 2 項各号に掲げる事情があるため又は輸入取引（輸入売買）によらない貨物であるため、定率法第 4 条の 2 以下の規定により評価する輸入貨物
- ホ 定率法第 4 条の 5（変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定）又は第 4 条の 6（航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例）の規定により評価する輸入貨物

2 評価申告書の様式と使用区分 [関税法基本通達（以下「関基」という。）7 - 9（1）]

評価申告書には 2 種類あり、それぞれの使用区分は次のとおりです。

- イ 定率法第 4 条第 1 項の規定による場合 輸入貨物の評価（包括・個別）申告書
（以下「評価申告書」という。）(C-5300)
- ロ 定率法第 4 条の 2 以下の規定による場合 輸入貨物の評価（包括・個別）申告書
（以下「評価申告書」という。）(C-5310)
- ハ 上記イの場合で定率法第 4 条の 5 又は第 4 条の 6 を適用する場合 評価申告書 及び
評価申告書

（関税関係基本通達集記載要領及び留意事項参照）

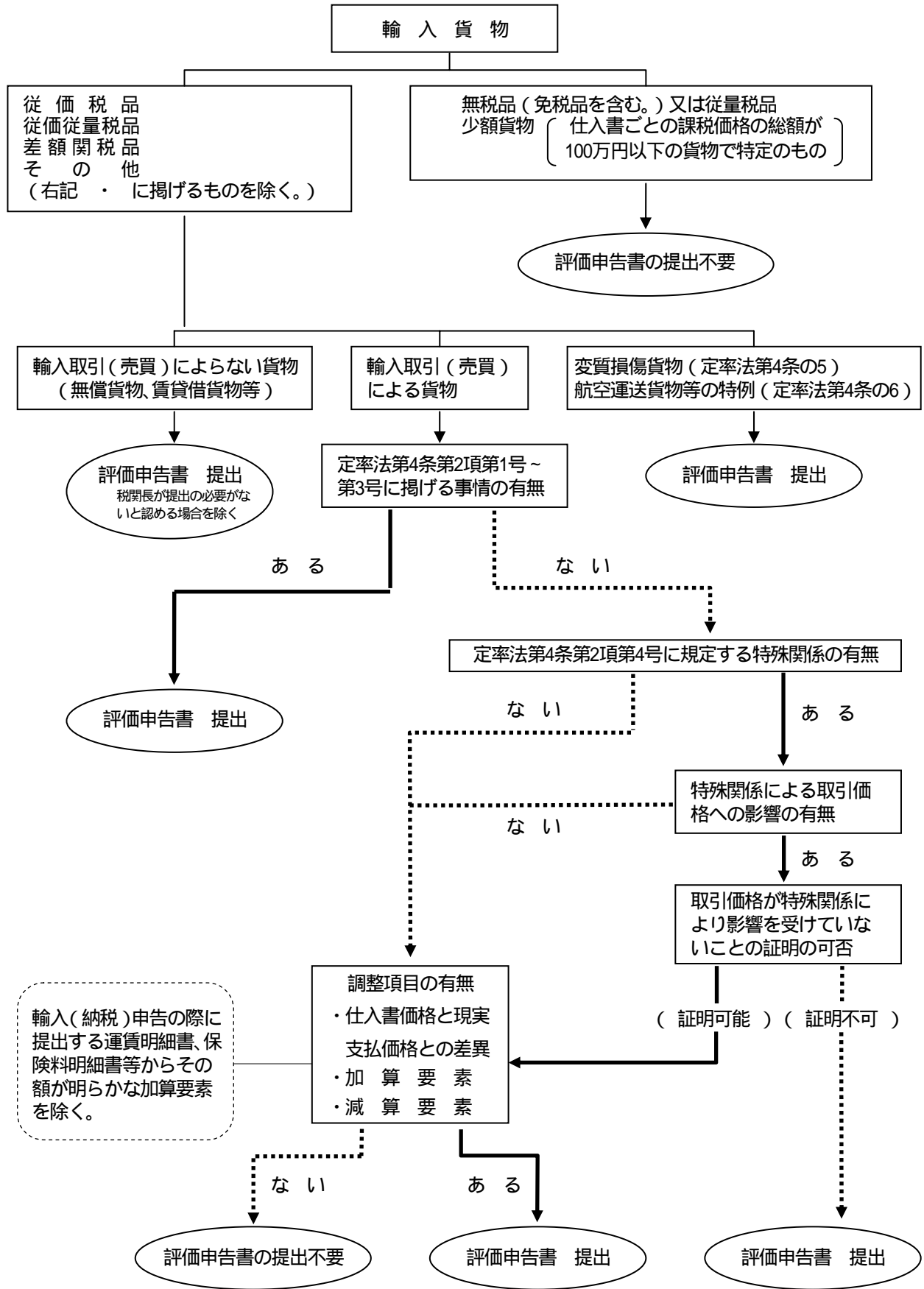
3 評価申告書の提出を必要としない場合 [関基 7 - 9（3）（4）]

次の場合には、上記 1 に該当する場合であっても評価申告書の提出は必要ありません。

ただし、評価申告書の提出は不要でも、定率法の規定に従って課税価格を決定する必要があります。

- イ 納税申告に係る貨物の関税が無税（免税）又は従量税である場合
 - ロ 仕入書ごとの課税価格の総額が 100 万円以下であって、次のいずれにも該当しない場合
 - (イ) 同一人との間に継続して行われる輸入取引に係るもの
 - (ロ) 一契約の契約価格が 100 万円を超える輸入取引に係る貨物を分割したもの
 - (ハ) その他課税価格の決定のために税関長が必要と認めるもの
 - ハ 評価申告書 を使用する場合において、次に該当する場合は、評価申告書 の提出を省略して差し支えありません。
 - (イ) 評価申告書 及び の双方の提出を要する場合、評価申告書 に記載すべき課税価格の計算の基礎を評価申告書 に記載することができるとき
 - (ロ) 税関長が課税価格及び税額の調査のため、その提出がなくても支障がないと認めるとき（例えば、無償貨物であるが仕入書等の書類により課税価格の計算ができる場合）
- （参考）輸出入・港湾情報処理システムを利用して輸入申告を行い、区分 1 として処理された場合には、評価申告書の事後の提出を省略することができる取扱いとしています。
- 評価申告書提出の要否と使用区分を分かり易く図示すると、次ページのとおりで。

評価申告書提出の要否と使用区分



輸出入・港湾情報処理システムを利用して輸入申告を行い、区分1として処理されたものは事後提出省略可

4 評価申告書の添付書類について [関基 7 - 10]

評価申告書には、課税価格の計算の基礎を明らかにする関係書類その他当該基礎に係る事実関係を証明できる書類（例えば、輸入貨物に係る取引の事実関係、費用の支払等を証明できる契約書、請求書、価格表等）を添付してください。

5 包括申告について

評価申告書は、個々の輸入（納税）申告ごとに提出することが原則ですが、同一人との間で継続した輸入取引を行う場合、その取引条件等が同様となる場合には、あらかじめ、包括申告書を提出することができます。

また、包括申告書は、原則として、提出の日から起算して2年間有効とされ、この間に提出する個々の輸入（納税）申告書においては、包括申告書の受理番号を記載すればよいこととされています。（包括申告書の対象とした輸入（納税）申告に係るものに限りです。）

イ 次の場合には、一つの包括申告書として提出することができます。[関基 7 - 9 (5)]

- (イ) 輸入貨物の税番は異なるが、輸入者、輸出者及び課税価格の計算方法が同一である場合
- (ロ) 輸出を委託する者が複数存在するが、輸入者、輸出者及び課税価格の計算方法が同一である場合
- (ハ) 定率法施行令第1条の8に規定する特殊関係にある輸出者が複数存在し、輸入者及び課税価格の計算方法が同一である場合

ロ 包括申告書に記載した事項について変更があったときは、遅滞なくその変更内容を届け出ることとされています。[関基 7 - 13]

変更する内容	使用する様式
・輸出者名の変更又は追加 ・加算額（率）変更	評価申告書 又は評価申告書
・品名の一部追加、抹消 ・社名、代表者名、住所の変更	一部変更届（C-5320）

（参考）評価申告書の提出を要する場合において、定率法基本通達4 - 7 (3)に掲げる一括加算の適用を希望するときも、包括申告書を用いることとなります。

6 評価申告書の提出時期、提出先等について [関基 7 - 9 (2)]

評価申告書の提出の時期、提出先及び提出部数は、次のとおりです。

評価申告書の種類	提出の時期	提出先	提出部数
包括申告書	輸入（納税）申告書等の提出以前	貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関長 (支署長、出張所長を含む。)	2部（原本及び申告者交付用）
個別申告書	輸入（納税）申告書等の提出と同時	納税申告をする税関長 (支署長、出張所長を含む。)	1部